

協会規約

名称案: 看護職駆け込み寺協会

設立目的:

看護職および看護管理者が抱える課題や困りごとに対して、サポートできる個人や団体の情報を提供する。このことで、看護職の働きやすい環境づくりに貢献する

協会の運営ポリシー

協会の信頼性を高めるための「看護職のケア」を目的に入会した個人・団体をについて報提供を行う。紹介された団体・個人との仲介や交渉は行わず、サービス内容については協会に加入の個人・団体と利用者が直接行う。

利用者（看護職）は無料で情報を閲覧できる。

看護職駆け込み寺協会 規約

第1条（目的）

本規約は、看護職駆け込み寺協会（以下「本協会」）における会員の権利と義務を明確にし、本協会が提供する情報やサービスが適切に利用されることを目的とします。

提供情報を利用する際は、利用者個人の責任で判断するものとします。

本規約は、看護職駆け込み寺協会（以下「本協会」）における会員の権利と義務を明確にし、看護職が、本協会が提供する情報やサービスが適切に利用されることを目的とします。

第2条（定義）

「本協会」とは、看護職および看護管理者の支援を目的とした団体を指します。

「会員」とは、本協会の目的に賛同し、所定の手続きを経て入会した個人または団体を指します。

「提供情報」とは、本協会が管理・提供する会員情報、サービス案内、その他関連情報を指します。

第3条（入会手続き）

会員として入会するには、本規約に同意し、所定の申込手続きを完了する必要があります。

入会申請が承認され、入会費の納入をもって、会員資格を取得します。

第4条（守秘義務）

会員は、本協会を通じて知り得た個人情報、団体情報、およびその他の機密情報を第三者に漏洩、共有、または不適切に使用してはなりません。

守秘義務違反が判明した場合、本協会は会員資格の停止または除名処分を行うことができます。

違反行為によって生じた損害については、該当会員がその責任を負うものとします。

第5条（提供情報の利用制限）

第5条（会費）

入会は随時受付し入会金は 3000 円とする。年会費は 3000 円とするが、入会年度は、会費は徴収しない。

一度徴収した会費はいかなる場合においても返却しません。

また、活動に必要な費用が発生する場合は、その都度会員に協力を依頼することがある。

第 6 条（情報の正確性と利用制限）

協会のホームページに記載した情報の変更については、会員の申し出によって変更できません。

本協会は、提供情報の正確性や完全性を保証するものではありません。

会員は、提供情報を利用する際は自己の責任で判断するものとします。

会員は、本協会が提供する情報を、本協会の活動目的に沿った範囲内でのみ利用するものとします。

提供情報を他の会員に不利益を与える行為に利用することを禁じます。

第 7 条（役員）

本会に以下の役員を置く。

代表 1 名

副代表 1 名

事務局長 1 名

代表は本会の運営全般を統括する。

副代表は代表を補佐し、代表に支障がある場合はその業務を代行する。

事務局長は、本会の事務作業や連絡調整を行う。

第 8 条（退会手続き）

会員は、自由に退会することができます。

退会を希望する場合は、事務局に連絡すること。

また、年会費未納の場合は退会となります。

退会後も、第 4 条（守秘義務）の規定は適用されます。

第 9 条（規約の改定）

本規約は、必要に応じて改定される場合があります。

改定後の規約は、協会ウェブサイトまたはその他の方法で通知した時点で効力を発生します。

第 10 条（財源）

本会はサイト運営費として活動資金は、以下により賄う。

会員からの入会金、年会費、寄付金

外部からの助成金や協賛金

第 11 条（会計報告）

本会は、会計の状況を年に 1 回、会員に報告する。

第 12 条（附則）

本規約は、2025 年 4 月 10 日より施行します。